

○農林水産省告示第百六十一号

道州制特別区域における広域行政の推進に関する法律（平成十八年法律第百十六号）第七条第二項第四号の規定に基づき、農林水産大臣が内閣総理大臣に協議して指定する土地の区域を次のように指定する。

この土地の区域を表示した図面は、農林水産省及び北海道庁に備え付けて供覧する。

平成十九年二月九日

農林水産大臣 松岡 利勝

北海道の区域のうち、樺戸郡浦臼町（四七三の一部に限る。）、同郡月形町（八九二の一及び字ポンベツの各一部に限る。）、虻田郡喜茂別町（字比羅岡の一部に限る。）及び同郡倶知安町（字高嶺の一部に限る。）。